

## 協働事業提案申請書

令和3年7月28日

北広島市長 様

(申請者)

特定非営利活動法人

クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会

理事長 金川 弘司



北広島市協働事業提案制度実施要綱第5条第1項の規定により、協働事業として次のとおり提案したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

1 提案事業の名称

クラーク精神普及事業

2 提案事業の内容

協働事業提案企画書の通り

※ 提案者の要件 (確認した場合は 各項目の左の口にチェック(✓)をしてください)

1から4までのすべてにチェック(✓)が入らない場合は、提案できません。

- 1 北広島市内に所在し、主として市内で活動している。
- 2 市その他の行政機関が事務局に参加していない。
- 3 団体の構成員が5名以上(構成員に法人を含む場合も可)いる。
- 4 政治、宗教及び営利を目的としていない。

### 添付書類

- 1 協働事業提案企画書(第2号様式)
- 2 協働事業提案収支予算書(第3号様式)
- 3 団体の概要書(第4号様式)
- 4 役員及び会員名簿(第5号様式)
- 5 団体の定款、規約又は会則等(法人にあっては財務諸表など)
- 6 前年度活動報告書・収支決算書
- 7 その他参考となる資料

### 協働事業提案企画書

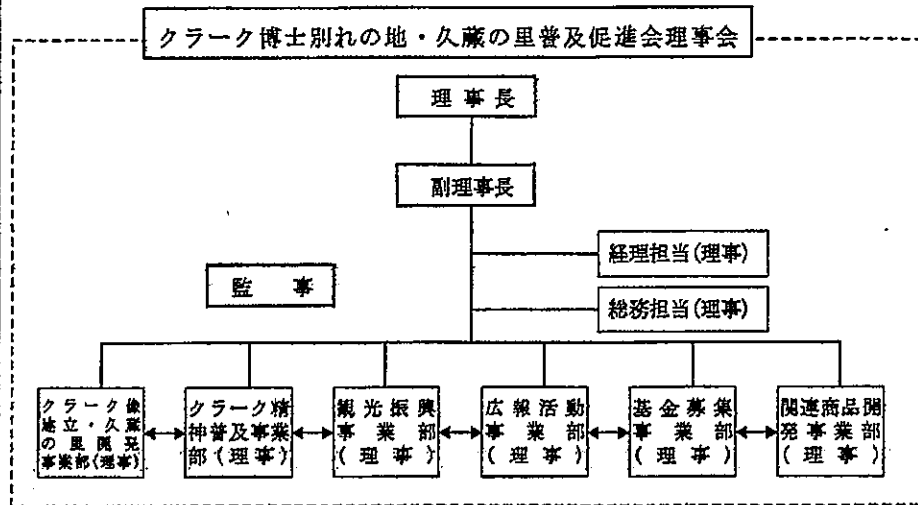
<b>事業の名称</b>	クラーク精神普及事業					
<b>団体名</b>	特定非営利活動法人 クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会					
<b>1 事業分野</b>	・該当する分野にチェック(✓)を入れてください。(複数可)					
	<input type="checkbox"/> ①	保健・医療・福祉	<input checked="" type="checkbox"/> ②	社会教育	<input type="checkbox"/> ③	まちづくり
	<input type="checkbox"/> ④	観光	<input type="checkbox"/> ⑤	農山漁村又は中山間地域	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥	学術・文化・芸術・スポーツ
	<input type="checkbox"/> ⑦	環境保全	<input type="checkbox"/> ⑧	災害救援	<input type="checkbox"/> ⑨	地域安全
	<input type="checkbox"/> ⑩	人権・平和	<input type="checkbox"/> ⑪	国際協力	<input type="checkbox"/> ⑫	男女共同参画
	<input checked="" type="checkbox"/> ⑬	子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> ⑭	情報化社会	<input type="checkbox"/> ⑮	科学技術
	<input type="checkbox"/> ⑯	経済活動	<input type="checkbox"/> ⑰	職業能力開発・雇用機会	<input type="checkbox"/> ⑱	消費者保護
	<input type="checkbox"/> ⑲	①～⑱の活動を行う団体への助言、援助活動				
<b>2 事業概要</b>	現状と課題を踏まえた事業目的(解決策・提案の特色)、市民にとっての事業効果について簡潔に記載してください。					
	当会は、札幌農学校(現北海道大学)の初代教頭ウィリアム・スミス・クラーク博士が、1877年(明治10年)4月16日アメリカへ帰国の際に、現在の「国指定史跡 旧島松駅遺所」がある島松沢で見送りに来た学生や職員たちとの別れで『青年よ、大志を抱け(Boys, be ambitious!)』の名言を残し旅立ちました。この別れの言葉「Boys, be ambitious!」の真意(クラーク精神)を史実として正確に北広島市の子供たちに伝えるため、当会の事業の一つとして北広島市の小中学校へ出向き、児童・生徒への普及講話活動を行っております。					
<b>3 役割分担 及び 協働の効果</b>	<b>1. 協働の必要性</b> (協働しなければならないことはどのようなことですか)					
	2018～2019年度に一部の小中学校へ出向きカリキュラムの調整をして頂き、「Boys, be ambitious!」の真意(クラーク精神)の講話を実施しました。 しかしながら、学校のカリキュラムの策定期間に講話日程を調整して頂く事が難しいため、北広島市のご協力が必要と考えております。					
	<b>2. 提案団体が担う役割/団体にとっての協働の効果</b> (提案団体は具体的に何をしますが、団体にとってどんなメリットがありますか) <団体が担う役割> ① 講話資料の検討・作成 ② 講師の確保 ③ 学校への事前説明及び講話の実施(対象:小学校6年生、中学校1～3年生) <協働の効果> カリキュラムの策定期間に講話日程を調整することで、円滑な講話計画を立案できる。					
<b>3. 市に期待する役割/市にとっての協働の効果</b> (市に何をしてほしいですか、市にとってどんなメリットがあると思いますか) <市に期待する役割>小中学校のカリキュラム策定時に、ご希望の学校毎に年間一コマの講話時間の確保をお願いします。 <協働の効果>「アンビシャスシティ」、「大志を懐く街」をキャッチフレーズにしている北広島市の子供たちが、夢と誇りをもって生き、健全な成長が期待できると考えます。						



	・ いつ頃、どのようなことをする予定ですか。(任意様式でも構いません)	
	時期	内 容
5 事業実施 スケジュール	2021. 7. ～ 2022. 3.	【クラーク精神普及事業】 講話資料の検討・作成(見直しを含め、実施中)
	2022. 4. ～ 2022. 5.	講話スケジュールの調整(市と協働)
	2022. 4. ～ 2022. 5.	講話資料のすりあわせ(市と協働)
	2022. 6. ～ 2023. 3.	学校での講話の実施
	2023. 4. ～ 2023. 6.	実施結果のとりまとめ・報告

6  
事業実施体制

1. 組織図について (イメージをお書きください)



※関連商品開発事業部については、クラーク像及び久藤の里完成後に活動開始予定

2. 提案事業を実施する上での総括責任者は決まっていますか。

(はい・いいえ)

3. 提案事業を実施する体制に課題はありますか。

(ある・ない) (ある場合は、どのような点が記載してください)

7  
協働の実績

1 地域住民や他の団体と協働して取り組んだ活動(事業)等がありますか。

(ある・ない)

(ある場合は、いつ、誰と、どのような協働を行ったか記載してください)

2018年11月6日 特定非営利活動法人 いこ〜よ友の会と「ゆたかな街づくり協定書」を締結。

2018年12月15日 講演会「北海道150年・クラーク博士のまぼろしと酪農」を共催

2019年2月16日 講演会「開拓使とお雇い外国人」及びギター演奏会を共催

2019年4月16日 クラーク博士別れの日(アピシヤス・ディー)記念講演会「W.S.クラーク、札幌農学校の260日」を共催

2019年9月7日 講演会「アメリカはなぜハワイを併合したのか?」を共催

2 これまで行政と協働して取り組んだ活動(事業)等がありますか。

(ある・ない)

(ある場合は、いつ、どのような協働を行ったか記載してください)

<p style="text-align: center;">8 事前調査 事例研究</p>	<p>○ 今回の提案に当たって、事前に調べたこと（ニーズ把握、データ（統計）、参考とした事例など）はありますか。        （ある・ない）        （ある場合は、参考とした事例の概要、研究結果や参考データ・文献などをお書きください）</p> <p>2018年度、2019年度に市内の小中学校を訪問し講話を提案したところ、快く時間を提供して頂き、実施結果に評価を頂いております。</p> <p>2018年11月27日 緑陽中学校3年生への講話&lt;緑陽中学校：出席生徒数50名&gt;        2019年2月27日 緑陽中学校1・2年生への講話&lt;緑陽中学校：出席生徒数49名&gt;        2019年7月20日 東部中学校1～3年生への講話&lt;東部中学校：440名&gt;        2019年11月7日 大曲小学校6年生への講話&lt;大曲小学校：出席者78名&gt;        2020年1月29日 大曲東小学校6年生への講話&lt;大曲東小学校：出席者76名&gt;</p>
<p style="text-align: center;">9 市の事業 関係課</p>	<p>（これまでに、担当と思われる部署に電話連絡や相談等を行ったことがある場合は、担当部署名及び経過をお書きください。ない場合は、事業実施上関連すると思われる部署をお書きください）</p> <p>2017年9月19日 北広島市企画財政部、経済部、教育部の関係部長、課長等と意見交換を開催        2019年1月15日 北広島市企画財政部、経済部、教育部の関係部長、課長等と意見交換を開催</p>
<p style="text-align: center;">10 その他</p>	<p>（提案、事業実施に向けて。広くアピールしたいことがあれば、記載してください）</p> <p>2020年度、2021年度はコロナ禍のため開催を自粛しておりますが、2018年度、2019年度に数校の小中学校で実施させていただき、学校からは評価を頂いております。</p>

## 協働事業提案収支予算書

## 1 収入の部

(単位:円)

科	目	積算内容	金額
		当事業は会員のボランティアとして活動しており、資料印刷費などは会員の年会費を活用しております。	
収入合計			

## 2 支出の部

(単位:円)

科	目	積算内容	金額
		当事業は会員のボランティアとして活動しており、資料印刷費などは会員の年会費を活用しております。	
支出合計			

## ※記入例

・積算内容には次のように記載してください。

(収入) 入場料などの受益者負担がある場合 ○○入場料 1,000円×50名=50,000円

(支出) 講師謝礼金 ○○セミナー講師 20,000円×2名=40,000円

・科目には次のように記載してください。

(収入) 市負担金、事業収入、会費、寄付金など

(支出) 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費など

団体の概要書

団体の名称	(ふりがな) 特定非営利活動法人 クラーク博士別れの地・久藤の里普及促進会		
団体所在地	〒061-1277 北海道北広島市大曲光4丁目1-8		
代表者氏名	金川 弘 司		
活動開始年月日	2016年4月24日(「クラーク博士との別れの地普及促進会」設立総会) 2017年5月14日(「NPO法人 クラーク博士別れの地・久藤の里普及促進会」設立総会)		
構成員数	<令和3年6月末現在> 正会員数 208人(うち役員数 17人)、賛助会員数 13人		
団体の目的	1877年(明治10年)4月16日に今の国指定史跡旧高松駅通所で、クラーク博士が見送りの学生たちに『青年よ、大志を抱け(Boys, be ambitious)』の名首を残した別れの地「島松沢」に馬上のクラーク博士像を建立して、その言葉の真意とクラーク博士の偉業(クラーク精神)を後世に正しく伝えるとともに、別れの地を中山久藤が寒冷地稲作(赤毛米)の栽培に成功した地・久藤の里としてその功績を称え、北広島市の観光振興と活性化に寄与することを目的とする。<定款より>		
活動内容、 主な活動実績 (過去3年以内)	2017年5月14日「NPO法人 クラーク博士別れの地・久藤の里普及促進会」設立総会 2017年度：講演会4回、シンポジウム1回、会報発行4回 2017年7月3日 NPO法人資格取得 2018年2月「クラーク博士小伝」「中山久藤翁小伝」「アンビシャス基金のお願い」発行 2018年度：講演会3回、バスツアー1回、会報発行3回 2019年度：講演会2回、パネルディスカッション1回、バスツアー1回、会報発行4回 2020年度：(コロナ禍のため講演会・バスツアーは中止)、会報発行3回		
年間予算	2017年度 59万円(事業費決算額) 2018年度 26万円(事業費決算額) 2019年度 35万円(事業費決算額) 2020年度 32万円(事業費決算額)		
担当者 連絡先	氏名	まくかわ あきお 菊川 昭夫	役職 理事
	住所		
	電話番号		
	FAX		
	E-mail		
URLアドレス			



# 特定非営利活動法人クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会(略称：NPO法人クラーク会)と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道北広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、1877年(明治10年)4月16日に今の国指定史跡旧島松駅通所で、クラーク博士が見送りの学生たちに『青年よ、大志を抱け(Boys, be ambitious)』の名言を残した別れの地「島松沢」に馬上のクラーク博士像を建立して、その言葉の真意とクラーク博士の偉業(クラーク精神)を後世に正しく伝えるとともに、別れの地を中山久蔵が寒冷地稲作(赤毛米)の栽培に成功した地・久蔵の里としてその功績を称え、北広島市の観光振興と活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) クラーク像の建立及び久蔵の里開発活動
- (2) クラーク精神の普及活動
- (3) 観光振興及び活性化への貢献活動
- (4) 広報活動及び会員拡大活動
- (5) クラーク像建立及び久蔵の里開発基金募集活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) クラーク像の建立及び久蔵の里開発事業
- (2) クラーク精神の普及事業
- (3) 観光振興及び活性化への貢献事業
- (4) 広報活動及び会員拡大活動事業
- (5) クラーク像建立及び久蔵の里開発基金募集事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 関連商品の開発・販売
- (2) 会員相互の交流を図る事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとして、利益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同して、事業を援助するために入会した団体又は企業
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体、企業が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した年会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人は理事長、3人以内を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会及び所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期終了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に任意の活動を充実させる機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の議決により選任及び解任する。

3 相談役は、この法人に功績のあった者から、理事会の議決により選任及び解任する。

4 顧問及び相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、また会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

6 前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

## 第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条においても同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があつたとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつた場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記する。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合において、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ばならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の数（書面表決者については、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄附金品
- (4) 預貯金等の利息
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設置の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。



3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページにより行う。

## 第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事	五十嵐	恒夫
同	金川	弘司
同	秋林	幸男
同	伊藤	正秀
同	稲田	保子
同	片山	藤夫
同	方山	正子
同	菊川	昭夫
同	菊池	重孝
同	近藤	邦夫
同	永官	忠男
同	中山	朝之
同	長谷川	秀男
同	檜皮	義博
同	松本	敬司
監 事	橋本	英正

3 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。なお、この法人の設立の日の前日までに、非営利活動法人クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会の当該年度の年会費を納入した者については、会費を徴収しない。

(1) 正会員 年会費 1,000円

(2) 賛助会費 年会費 一口 3,000円

4 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から平成30年3月31日までとする。

附 則

・令和3年7月27日 一部改正

## 2020年度 事業報告書

2020年4月1日～2021年3月31日まで

特定非営利活動法人  
クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会  
(略称：NPO法人クラーク会)

### 1. 事業の成果

当会は、2017年度に特定非営利活動法人の認証(2017年7月3日付け)を受け、「特定非営利活動法人クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会」として事業を展開して参りました。

2020年度は、事業計画書に基づき会の設立目標に向かって具体的な活動を進めることとしておりましたが、昨年春から世界中に広まった新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、計画していた「講演会」や「シンポジウム」、「見学会」及び「小中学校の生徒に対するクラーク精神普及講話活動」などを開催することができなくなり、活動が著しく制約された厳しい一年でありました。

しかし、2020年度の取得を目指してきた指定NPO法人の認証を北広島市から10月1日に取得し、12月には北海道知事に認定NPO法人の申請を行い、会の目標達成に向かって必要な体制の確立を推進してまいりました。

具体的な一年間の活動状況は以下の通りです。

#### <活動報告>

#### 2020年

- 4月5日 2019年度事業実施状況及び会計決算状況の監査受検
- 4月8日 第1回理事会 2020年度通常総会議案書審議及びクラーク博士別れの日記念イベントの進め方の検討
- 4月15日 市長訪問 新しい記念日「アンビシャス・ディ(仮称)」の提案
- 4月16日 クラーク博士別れの日記念イベントの開催(コロナ禍のため中止)  
講演会講師：北海道に夜間中学をつくる会共同代表 工藤 慶一氏  
「夜間中学校と学びの権利」～クラーク先生お別れの日～  
ピアノ演奏会：山田陽子氏  
活動パネル展：2020.4.13～4.17 北広島市エルフィンパーク
- 4月30日 2020年度通常総会議案書印刷
- 5月7日 第2回理事会(書面表決)、2020年度通常総会議案書(書面表決書)の最終確認
- 5月7日 2020年度通常総会議案書(書面表決書)及び会報16号の発送
- 5月24日 2020年度通常総会(書面表決書)の取りまとめ
- 5月26日 2020年度通常総会の開催(コロナ禍のため最少人数の参加で開催)  
書面表決議決状況<正会員数：247名、承認数：155名>  
正会員の二分の一以上の賛成を持って、2020年度通常総会議案書は承認されました。

- 5月26日 第3回理事会(コロナ禍のため最少人数で開催)  
新役員の担当業務の決定
- 5月28日 2020年度通常総会議事録の正会員・賛助会員への発送
- 6月 3日 第4回理事会 2020年度活動計画の審議、クラーク博士別れの日記念イベントの今後の見通し検討
- 6月15日 北広島市長へ2019年度事業報告書提出、市長及び市幹部へご挨拶
- 7月 8日 第5回理事会 指定NPO法人申請書の審議
- 7月15日 北広島市長へ指定NPO法人申請書提出
- 8月 5日 第6回理事会 2020年度の活動内容(講演会、クラーク精神普及講話)の検討
- 9月 2日 第7回理事会 会報第17号の検討、役員報酬規程の明文化審議
- 10月 1日 北広島市市議会本会議傍聴(指定NPO法人の審議)
- 10月 2日 北広島市長から指定NPO法人の承認書受領(10月1日付け)
- 10月 8日 第8回理事会 認定NPO法人申請の検討、会報第17号の検討
- 10月13日 2021年度クラーク博士別れの日記念イベント検討グループ打合せ
- 10月13日 道庁訪問(認定NPO法人の申請に向けた事前打合せ)
- 11月 5日 第9回理事会 2021年クラーク博士別れの日記念イベントの検討及び会報第17号の検討
- 11月17日 星槎道都大学美術学部長様訪問(クラーク博士馬上像製作の相談)
- 11月18日 北海道知事あて認定NPO法人申請書を郵送(コロナ禍のため郵送で仮申請)
- 12月 9日 第10回理事会 認定NPO法人申請書の審議、2021年度通常総会の進め方及び会報第17号の検討
- 12月10日 北海道知事あて認定NPO法人申請書を提出
- 12月22日 会報第17号発行・発送

## 2020年

- 1月13日 第11回理事会 クラーク博士馬上像の検討
- 1月21日 2021年度クラーク博士別れの日記念イベント検討グループ打合せ
- 1月27日 和種馬保存協会事務局長 白井様とのクラーク博士馬上像検討打合せ
- 2月11日 第12回理事会 2021年度クラーク博士別れの日記念パネル展及び2021年度通常総会議案書の検討
- 3月11日 第13回理事会 2021年度クラーク博士別れの日記念パネル展及び定款改定の検討

## 2. 事業の実施内容

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	延参加人数	受益対象者の範囲及び会員以外の参加人数(再掲)	事業費の決算額(千円)
クラーク像建立及び久蔵の里開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラーク像及び久蔵の里の基本検討の実施</li> <li>・クラーク博士馬上像のデザイン詳細検討</li> <li>・関連機関との連絡調整 (コロナ禍のため中止)</li> </ul>	4月～9月 10月～3月	北広島市	65人	北広島市及びその周辺地域の住民  35人	43千円
クラーク精神の普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教委への支援要請 (コロナ禍のため中止)</li> <li>・講話資料の見直し</li> <li>・クラーク精神普及講話調整 (コロナ禍のため中止)</li> <li>・講演会等の開催 (コロナ禍のため中止)</li> <li>・見学会の開催 (コロナ禍のため中止)</li> </ul>	6月～9月	北広島市	20人	北広島市の生徒・関係者及び全道・全国の住民  0人	44千円
観光振興及び活性化への貢献事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラーク博士別れの日記念イベントの開催 (2020年度はコロナ禍のため中止)</li> </ul>	9月～3月 (2021年度の実施検討)	北広島市	70人	北広島市及び全道・全国の住民  0人	54千円
広報活動及び会員拡大活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会報の発行</li> <li>・ホームページの維持</li> <li>・ホームページの更新</li> <li>・会員拡大活動の推進</li> </ul>	5/7, 12/20 4月～3月 9月～3月 随時	北広島市	920人	北広島市及び全道・全国の住民  750人	143千円
クラーク像建立及び久蔵の里開発基金募集事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動内容説明資料(趣意書・冊子)の展開</li> <li>リーフレットの製作検討</li> </ul>	随時 2月～3月	北広島市	20人	北広島市を中心とした住民及び全道・全国の企業・団体  10人	36千円

### (2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の決算額(千円)
関連商品開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラーク博士及び久蔵翁にちなんだ関連商品の開発検討</li> </ul>	通年	北広島市	0人	0千円

2020年度 特定非営利活動法人に係わる事業会計 財産目録

2021年3月31日 現在

特定非営利活動法人

(単位：円)

クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会

科 目 ・ 摘 要	内 訳	元帳金額	合 計
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現 金	110		
預 金 普通預金	596,837		
一般会計 ゆうちょ銀行	( 592,944 )		
ゆうちょ銀行(基金用)	( 1,890 )		
北洋銀行(基金用)	( 1,003 )		
北海道銀行(基金用)	( 1,000 )		
前払費用	54,356		
会場使用料 (2021.5.23.通常総会)	( 5,420 )		
サーバレンタル料 (2021.4.1~2022.3.31.)	( 12,936 )		
保守・運用料 (2021.4.1~2022.3.31.)	( 36,000 )		
流動資産合計		651,303	
2 固定資産			
(1)有形固定資産	0		
(2)無形固定資産	0		
(3)投資その他の資産	439,000		
アンビシャス基金預金特定資産(ゆうちょ銀行)	( 439,000 )		
投資その他の資産計		439,000	
固定資産合計		439,000	
資 産 合 計 (A)			1,090,303
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	98,936		
ホームページ構築料外	( 98,936 )		
前受会費	8,000		
2020年度末 正会員前受会費	( 8,000 )		
流動負債合計		106,936	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計 (B)			106,936
正味財産合計 (C) = (A) - (B)			983,367

※その他の事業に係わる財産目録については、2020年度は事業を実施していないため記載省略します。

2020年度 特定非営利活動法人に係る事業会計 貸借対照表  
2021年3月31日現在

特定非営利活動法人  
クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 及 び 正 味 財 産 の 部		
科 目	金 額	合計金額	科 目	金 額	合計金額
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現金	110		未払金	98,936	
預金	596,837				
未収金	0				
前払費用	54,356		預り金	0	
			仮受金	0	
仮払金	0		前受会費	8,000	
流動資産合計		651,303	流動負債合計		106,936
2 固定資産			2 固定負債		
(1) 有形固定資産					
車両運搬具	0		固定負債合計		0
			負債合計		106,936
(2) 無形固定資産	0				
			III 正味財産の部		
(3) 投資その他の資産			前期	指定正味財産	407,000
アンビシャス基金預金特定資産	439,000			一般正味財産	529,122 (936,122)
			当期	指定正味財産	32,000
投資その他の資産計		439,000		一般正味財産	15,245 (47,245)
			次期繰越	指定正味財産	439,000
固定資産合計		439,000		一般正味財産	544,367 (983,367)
				(合計)	983,367
資産合計		1,090,303	負債及び正味財産合計		1,090,303

※その他の事業に係る貸借対照表については、2020年度は事業を実施していないため記載省略します。

## 計算書類の注記

### 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

### 2. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

当法人の正味財産は983,367円ですが、そのうち439,000円は、下記のように用途が特定されています。

したがって用途が制約されていない正味財産は544,367円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
アンビシャス基金事業	407,000	32,000	0	439,000	クレーク像建立及び久蔵の里開発事業のためのアンビシャス基金
合計	407,000	32,000	0	439,000	



2020年度 特定非営利活動法人に係る事業活動計算書

2020年4月1日 ~ 2021年3月31日 まで

特定非営利活動法人

クラーク博士別れの地・久蔵の里普及促進会

科 目		金 額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
	正会員 受取会費 (184+11名)	195,000	
	賛助会員 受取会費 (13口)	39,000	
	受取会費計		234,000
2 受取寄付金			
	クラーク像建立及び久蔵の里開発基金受取寄付金	32,000	
	その他の受取寄付金 (28名)	101,000	
	受取寄付金計		133,000
3 受取助成金			
	受取助成金	0	
	受取助成金計		0
4 前受金			
	正会員 受取会費 前受金	0	
	賛助会員 受取会費 前受金	0	
	前受金計		0
5 雑収入			
	雑収入 (受取利息含む)	4	
	雑収入計		4
	経常収益計		367,004
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
	(1)人件費		
	賃金	0	
	人件費計		0
	(2)その他の経費		
	業務委託費(ホームページ構築費)	50,000	
	消耗品費(用紙、インク、封筒等)	18,409	
	旅費交通費(出張交通費等)	2,540	
	印刷製本費(会報、チラシ、ポスター等)	14,171	
	租税公課	0	
	通信運搬費(会報等の送料)	28,536	
	諸謝金	0	
	会議費	0	
	会場費(各種打合せ、発送作業場所借用)	1,930	
	雑費(ホームページ維持費)	22,521	
	その他経費計		138,107
	事業費計		138,107
2 管理費			
	(1)人件費		
	賃金	0	
	人件費計		0
	(2)その他の経費		
	消耗品費(用紙、インク等)	57,850	
	旅費交通費(出張交通費等)	9,160	
	印刷製本費(総会資料、理事会資料等)	30,992	
	租税公課	600	
	通信運搬費(総会資料等の送料)	63,703	
	諸謝金	0	
	会議費(理事会お茶等)	1,764	
	会場費(理事会会場借用)	6,435	
	雑費	11,148	
	その他経費計		181,652
	管理費計		181,652
	経常費用計		319,759
<b>III 正味財産の部</b>			
当期	指定正味財産額	32,000	32,000
	一般正味財産額	15,245	15,245
	当期正味財産増減額計	47,245	47,245
前期繰越	指定正味財産額	407,000	407,000
	一般正味財産額	529,122	529,122
	前期繰越正味財産額計	936,122	936,122
次期繰越	指定正味財産額	439,000	439,000
	一般正味財産額	544,367	544,367
	次期繰越正味財産額計	983,367	983,367

※その他の事業に係る活動計算書については、2020年度は事業を実施していないため記載省略します。